

# 八王子市消費生活ニュース

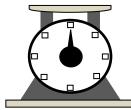
編集・発行 八王子市消費生活センター/同消費生活啓発推進委員会

2017年11月 (平成29年) 第77号

## 11月1日は「計量記念日」

~身近な計量についてもっと知りましょう!~

経済産業省では、現行の計量法が施行された11月1日を「計量記念日」 とし、計量制度の普及や社会全体の計量意識の向上を図っています。



八王子市においても、正しく計量が行われるよう「はかりの定期検査」や 「商品量目(りょうもく)立入検査」などを実施するとともに、計量記念日に

ちなんで計量制度の普及に努めています。今号では、消費生活センターが担当している計量 業務の主なものについてお知らせします。

#### はかりの定期検査

はかりは、経年により誤差が生じることがあるため、計量法では、取引や証明に使われているはかりについては、2年に1回、検査を受けることを義務づけています。

- Q:どのようなはかりが検査の対象ですか?
- A:取引(○○g○○円のような量り売りなど)や証明(健康診断での体重測定など)に使用しているはかり(※)が対象です。 ■
  - (※) <u>検定証印又は基準適合証印</u>(右図参照)が付いている、計量法で規制 されたはかりが対象となります。



- Q:家庭用(右図参照)のキッチンスケールやヘルスメーターも検査対象ですか?
- A:対象外です。家庭用のキッチンスケールやヘルスメーターは、計量法で取引や証明に使用してはいけないことになっています。



- Q:検査済のはかりに目印は付きますか?
- A: 定期検査済証印というシール(右図参照)が貼られます。
- Q:検査を受けたことがないが受けるにはどうしたらいいですか?
- A:まず消費生活センターにご連絡ください。内容をお聞きした上でご説明いたします。
- Q:検査費用はかかりますか?
- A:検査をした場合は、合格でも不合格でも検査費用がかかります。

(検査費用の詳細については、消費生活センターまでお問い合わせください。)

### 商品量目立入検査

商品流通が活発になる中元期、年末年始期を中心に、小売店 やスーパーマーケットなどに立入り、商品の内容量が表記量 と比較して適切かどうかの検査を行っています。

#### [検査方法]



食肉、魚介、青果、惣菜など、店頭の商品を 1 個ずつ「はかり」で計量し、 その重さから風袋(トレイやラップ)を差し引いた実量と表記量とを比較 し、不足がないかどうかを調べます。

量目公差(政令で定める誤差)を超えて実量が少なかった商品については、その原因を調べ、再計量して店頭に出すよう指導します。

### ◇講演会「もったいない流消費生活の知恵」◇

節約術やエコライフについて多くの著書がある、漫画家でエッセイストの赤星たみこさん を講師に迎え、講演会を開催します。

対 象:都内在住・在勤・在学の方

日 時:11月24日(金) 午後2時~4時

会 場:クリエイトホール 11 階 視聴覚室

定 員:70名(先着順)

申し込み:11月1日から直接、電話、または「消費生活の知恵」と氏名・電話番号を

を書いて、ファックスで消費生活センターへ

※手話通訳、保育(1歳~就学前)ご希望の方は、11月14日(火)までにご連絡をお願いします。

## 八王子市消費生活センター

相談専用電話:042-631-5455

- 相談時間 ➤ 午前 9 時~午後 4 時 30 分
- 相談日 ➤ 月曜日~土曜日 (祝・休日、年末年始を除く)

\*相談は無料、秘密は厳守します。

- \*クリエイトホール休館日は電話相談のみとなります。
- \*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。
- 問い合わせ ➤ 電話: 042-631-5456 FAX: 042-643-0025 〒192-0082 八王子市東町 5-6 クリエイトホール地下 1 階
  - ※ご相談は、電話又は来所でお受けしています。
    FAX ではご相談いただけませんが、受付方法などのお問い合わせは FAX でもお受けしています。

